

部長会議付議事案書（報告）

（令和6年7月2日）

提案課名 総合政策課

報告者名 小山田 範人

事案名	市制施行70周年記念市民アイデア事業への支援等について	⑨ 資料 無
提案趣旨	市制施行70周年記念事業は、「秦野市市制施行70周年記念事業基本方針」（令和5年3月策定）において、本市の歩みを振り返るとともに、新時代へ向け、「誰もが住んでみたい・住み続けたい元気溢れるふるさと秦野」を創造していくため、市民一体となって実施することとしており、記念事業の構成の一つとして、市民等が自ら企画立案し実施する事業を「市民アイデア事業」と位置づけています。 このことについて、「市民アイデア事業」に係る募集及び支援等の内容をまとめましたので、報告するものです。	
概要	1 対象者 市内に在住・在勤・在学し、又は市内で活動する個人、団体若しくは事業者 2 対象事業 市民を対象とした、令和7年12月31日までの間に実施される事業で、次のいずれかに該当する事業を対象とします。 (1) 秦野の歴史・文化を振り返り、理解を深める事業 (2) 今に息づく秦野の魅力や地域資源を再発見し、発信する事業 (3) 「誰一人取り残されない」秦野の未来を考える事業 3 支援内容 (1) 公共施設使用料の減額 (2) チラシや制作物等への記念ロゴマークの使用 (3) イベント等における記念のぼり旗の貸与 (4) 市ホームページや市公式SNS等における事業の周知	
経過	令和5年 3月 市制施行70周年記念事業基本方針を決定 令和6年 5月 市民アイデア事業への支援等について、庁内連絡調整会議で協議 〃 6月 市民アイデア事業への支援等に関する庁内意見照会	
今後の進め方	令和6年7月16日 議員連絡会で報告 7月下旬 市民アイデア事業への支援に関する要綱の制定及び各公共施設使用料の減額に係る条例施行規則の一部改正 8月 1日 募集開始	



市制施行70周年記念市民アイデア事業の概要について

1 趣旨

市民と一体となった市制施行70周年記念事業の実施につなげるため、記念事業の一環として、市民や事業者等が自ら企画・実施する事業を「秦野市市制施行70周年記念市民アイデア事業」として募集するとともに、その支援を行うものです。

2 募集期間

令和6年8月1日から令和7年10月末まで

3 対象者・対象事業

(1) 対象者

市内に在住・在勤・在学し、又は市内で活動する個人、団体若しくは事業者

(2) 対象事業

市民参加を対象とした、令和7年12月31日までの間に実施される事業で、次のいずれかに該当する事業を対象とします。

ア 秦野の歴史・文化を振り返り、理解を深める事業

イ 今に息づく秦野の魅力や地域資源を再発見し、発信する事業

ウ 「誰一人取り残されない」秦野の未来を考える事業

※ただし、次に該当するときは、対象としない。

ア 秦野市の信用又は品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあると認めるとき。

イ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認めるとき。

ウ 特定の政治活動、思想活動又は宗教活動を助長し、又は助長するおそれがあると認めるとき。

エ 特定の個人、団体又は事業者の営利又は宣伝のみを目的とすると認めるとき。

オ 市税の滞納があると認めるとき。

カ 暴力団又は暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が関していると認めるとき。

4 支援内容

「市民アイデア事業」として市が承認した事業については、次の支援を行います。

① 公共施設使用料の減額

※市民アイデア事業における減免は、原則、50%減額としますが、既存の条例施行規則により使用料が免除となる団体等については、既存の規定のとおり取り扱います。

② チラシや制作物等への記念ロゴマークの使用

③ イベント等における記念のぼり旗の貸与

④ 市ホームページや市公式SNS等における事業の周知

5 手続き

(1) 申込み

事業を実施する者は、事業を実施しようとする日の30日前までに市に申込み、あらかじめ承認を受けるものとします。

(2) 審査・承認

庁内連絡調整会議による審査を経て、その可否を決定します。

(3) 実施報告

事業を実施する者は、事業の終了後30日以内に、事業の実施状況について、市に報告するものとします。